

ネットワーク上の法情報データベースの構築

6 N - 5

筒井章子 段野光紹 苗村憲司

shokot,dan,naemura@sfc.keio.ac.jp

慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科

1 はじめに

法的問題点を自分で判断しなければならない機会が増えってきた。しかし、法律に慣れ親しんでいない一般市民が法的判断をするのは困難であり、それを容易にする情報も入手しにくいのが現状である。そこで、法律の専門家のみならず、一般市民にとっても法的判断をする手助けとなるツールを提供することを目的として、WWW (World Wide Web) で利用できる法情報データベースについて検討したので報告する。

2 法情報の現状

「法情報」とは、法令（条文、省令、政令、条約、各管轄省庁の出す運用指針やガイドラインを含む）、判例、法律用語やその具体的な内容の解説、参考文献等を意味するものとする。現在WWW上での法情報は特許法の条文は特許庁の、著作権法の条文は2、3の大学の法学部のホームページや個人のページに載せられているが、省令（例えば特許法の施行令）や政令（同施行規則）の情報は皆無に近く、条約についてはまだ整備されていない。また最近の運用指針やガイドラインは特許庁のホームページ上に見ることができるもの、すべてが開示されておらず、過去に公表されたものも一括で管理されていない。判例については判例のCD-ROMが販売されているが、専門家向けであり、一般市民の利用機会はほとんどない。難解な法律用語の解説や関連する参考文献についての情報も散在している状況である。

そこで、これらの情報を整備すると同時に、一般市民に対しては、日常用語から法律用語を導き出せるシソーラスを用意することで検索を支援し、その法律用語の解説や該当条文、判例や参考文献から具体例や判断基準を利用することによって理解を深めることができるようになり、専門家に対しては、実際

の法の運用に耐え得るよう、省令や政令、ガイドラインなどを解説などの初心者向けの段階を省いて利用できるシステムを検討する。

3 ユーザ・インターフェイスの問題点

昨年11月に一般市民向けユーザ・インターフェイス評価用デモ・システムをWWW上で準備したので内容を簡単に述べる。

(1) システムの内容

まず、日常用語から条文上にある法律用語を引き当てるシソーラスを用意して、ユーザが日常用語を入力することによって、対応する法律用語を提示する。

そして導かれた法律用語の解説を見ることができるよう解説を参照できる欄、導かれた法律用語が存在する関連条文を参照できる欄、関連する判例を検索できるようにする欄を設けることによって、疑問を解決するための法の理解を助けるようにした。

(2) デモ・システムの反省点

日常用語から法律用語を導き出すシソーラスが、システムの利用者の入力する日常用語とうまく対応できなかった。

日常用語を入力する段階でしばり日常単語が思い浮かばないときや1単語には集約しきれない状況についての疑問を解決しようとするときには、法律用語を導くシソーラスでは不十分であり、利用者の疑問に対し、柔軟な対応が不可能であった。

4 検討項目

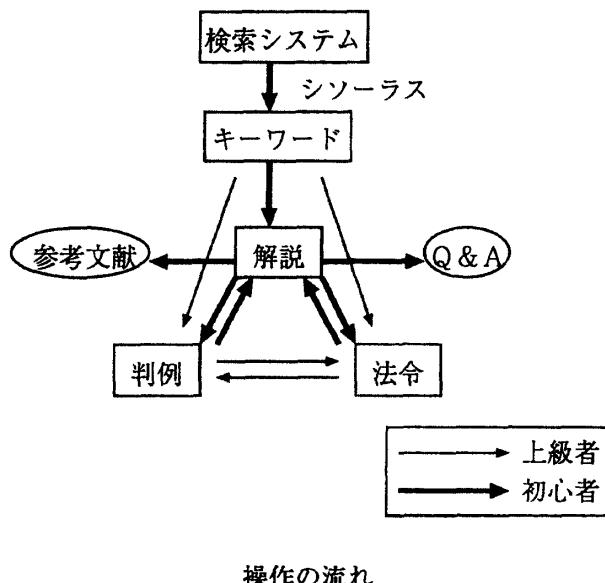
実用システムの構築に向けて検討すべき項目には次のものがある。

1. 法改正に対応するために法令の管理を積極的に行い、改正法を用意するとともに、改正前の条文を参照可能にしておくことで、法の改正経過や従前の法令下で下された判例等の理解にも対応するようとする。
2. 法上の取り扱いが不確定な分野（著作権法の場合、ホームページで他人のホームページへのリ

ンクを張る行為やブラウジングの著作権法上の取り扱いなど)については、どのような判断が通説であるか、または妥当であるかを、Q & A欄で、利用者が参照できるようにし、個別具体的に妥当な判断が導けるようにする。

3. 日常用語から法律用語を導くシソーラスに含まれていない表現や内容を利用者が入力した場合には、検索できる法律用語や解説、判例等をあらかじめ提示して、その中から利用者が得たい情報自由に選択できるようにする。
4. シソーラスを完全なものとするために、頻繁にシソーラスの評価をし、以下のような内容を追加等していく。
 - (i) 時代の変化によって生まれる言葉（例として、「リンク」や「電子透かし」等）
 - (ii) シソーラスが対応出来なかった語
 - (iii) 新聞、雑誌等に掲載されている関連する用語
 - (iv) 参考・解説文献の中の解説用語的な表現
 - (v) 文献中にある関連の強い語の組合せ
5. 入力される単語の文脈によって、検索しようとする状況を判断することを検討する（例えば、「複製」と「改変」から、「二次的著作物」、「同一性保持権」を導く）。
6. シソーラス内容の追加、変更等の判断は法律の専門家が検討していくことで、より正確性の高いものとし、第3者へのアンケートを実施することにより、シソーラスの内容をチェックするとともに、ユーザの期待する検索結果と実際の検索結果との間のズレをデータの蓄積により改善していくことを検討する。
7. 初級者と上級者では求める情報が違うと考えられるため（例えば、上級者にとって解説は重要なが、初級者にとっては重要なものである。）、使用者の過去の履歴で、その人がどのような方法でどのような情報を得ようとするかをある程度判断し、関連の重さを動的に変化させる仕組みを考案する。検索の対象ごとに、提示される情報の優先順位を決めておき、情報の重要度順、関連の強い順に参照することができ、利用者の

好みに応じてその値が変わるようにする。具体的にはWWWコンソーシアムが提案しているPICS (Platform for Internet Content Selection) のフォーマットの使用を検討している。



操作の流れ

5 終りに

法令や判例のコンテンツは本来無料で公開されるべきものであるが、これまですべて紙の形態での開示しかなく、しかも国民が無料で入手することはなかなか難しい状況である。これを改善するためにWWW上に法情報データベースを構築することが必要である。

調べたい内容に関連の強い情報が即座に検索できるような機能を備えたデータ検索システムの構築により、膨大な量の法情報の中から事例に関し最も適切な情報を簡便に入手することが可能になる。

将来的にはエキスパートシステムのような機能を備えることが有用であると考えるが、起こりうる事例と法律自体の解釈の曖昧さを克服する類型や手順が決まらない限り、その実現は難しい。そこで、当面は可能な限りQ&Aにより解決するのが現実的だと考える。

主要な世界各国に比べ法情報の提供が遅れている日本の現状を考えれば、法情報を集約し、検索システムや解説等を備えたデータベースを構築することは、法への認識の高揚と理解を促し、自ら問題を解決する手段と機会を提供し、社会にとって有益なことではないだろうか。